

国民年金だより

年金のことで分からないことがあれば役場町民生活課
(☎42-2633)または各支所へお問い合わせください

社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書が発行されます

- 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。
- この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」(はがき)が11月上旬までに日本年金機構から送付されます。
年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。
※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）へお問い合わせください。

年金請求の手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、平成29年8月1日より「25年」から「10年」に短縮されました。日本年金機構から対象となる方には黄色の封筒（A4サイズ）にて請求書をお届けしています。
まだ、請求手続きをされていない方は、役場町民生活課または各支所でも手続きが出来ますのでご相談ください。

次回の年金相談 12月7日(木) 10:30～15:00

12月1日(金)までに役場町民生活課へ予約をしてください。

《広告》

●生活保護受給者の方の受け入れも可能です。

入居者募集中 1日体験入居 できます!!

ご利用料金《緑洋館・博多共通》

居室利用料	1ヵ月間	24,000円
食費	3食・おやつ付	36,000円
1ヵ月間の経費 約78,000円～		

住宅型有料老人ホーム
シニアパシオン
ホーム博多

ご夫婦での入居も可能
洗面台、クローゼット付
緊急通報システム完備
1日からの期間入居も
低料金でご利用可能

自室で診療が受けられます。
町立松前病院の医師による訪問診療を実施しております。

緑洋館
Community Home RYOKUYOKAN

特に『お食事』は良質で市場直送の新鮮な食材等を使い提供しております

入居費等につきましてはご相談に応じておりますので遠慮なくお問い合わせ下さい。

お問い合わせお申し込みは Milieu 株式会社 ミリュ Co., Ltd.

〒049-1505 松前郡松前町字博多235番地の1
ホームページ <http://www.milieu.co.jp> ☎0139-46-2911